

福島復興風力株式会社「(仮称)阿武隈風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成29年2月13日  
経済産業省

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)阿武隈風力発電事業環境影響評価方法書について、福島復興風力株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。

勧告の内容は別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県田村市、川内村、大熊町、朗江町、葛尾村  
原動力の種類：風力(陸上)  
出 力：最大300,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成28年 2月 1日
環境大臣意見受理	平成28年 3月31日
経済産業大臣意見発出	平成28年 4月15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 8月18日
住民意見の概要等受理	平成28年10月27日
福島県知事意見受理	平成28年12月28日
経済産業大臣勧告発出	平成29年 2月13日

問合せ先：電力安全課 高須賀、岡田  
電話03-3501-1742(直通)

福島復興風力株式会社「(仮称)阿武隈風力発電事業環境影響評価方法  
書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 風力発電機の稼働に係る騒音の調査、予測及び評価については、対象事業実施区域周辺には住宅等が存在していることから、振幅変調音や純音性成分について十分に検討すること。